資料 1

子ども・子育て支援法の概要

１ 目的・基本理念（第１条・第２条）

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭や地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法などの法律と合わせ、その養育者に必要な支援を行うことにより、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

この目的達成のために、保護者、家庭、地域、学校、職域などすべての構成員が各々の役割を果たし、その給付サービスの提供の内容及び水準は良質かつ適切なものとし、地域の実情に応じて総合的かつ効率的に提供されなければない。

２ 市町村の責務（第３条）

①子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

②子ども及び保護者が子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他便宜の提供を行うこと。

③多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

３ 子ども・子育て支援事業計画（第５章）

・内閣総理大臣は、基本指針を定めるものとする。（第６０条）

・市町村長は、基本指針に即して、５年を１期とする子ども・子育て支援事業計画を定めるものとする。（第６１条）

・市町村の計画においては、次に掲げる事項をさだめるものとする。

① 教育・保育提供区域ごとの各年度の指定こども園などに係る必要利用者定員総数

② 指定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数

③　その他教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

④　教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

⑤　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

・その他市町村が定めるよう努力すべき事項を規定
・計画は、保護者の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
・市町村は、保護者が置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して計画を策定するよう努めるものとする。

４　市町村等における合議制の機関（第 77 条）

・市町村は、条例で定めるところにより、次の事務を処理するため、
審議会　その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする　→　本９月議会上程成立

【審議事務処理時効】
①　認定こども園・幼稚園・保育所などの特定教育・保育施設の利用定員を定めること（第３１条第２項）
②　特定地域型保育事業の利用定員を定めること（第４３条第３項）
③　市町村子ども・子育て支援事業計画を策定又は変更に関する事項を処理すること（第６１条第７項）
④　市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び実施状況について調査審議すること（第７７条４項）